

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号 直送済
損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 外1572名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(21)

(被告東京電力による裁判外での精神的損害等に対する賠償の性
格と本件訴訟の審理のあり方について)

平成31年1月22日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人弁護士 石 川 陽 菜



第1 はじめに

本準備書面においては, 原告ら提出の準備書面(55)(訴訟物の限定につ
いて)(以下「原告ら準備書面(55)」という。), 準備書面(62)(訴訟
物の限定について補足)(以下「原告ら準備書面(62)」という。), 準備

書面（65）（訴訟物の限定について補足2）（以下「原告ら準備書面（65）」という。）及び原告ら提出の準備書面（70）（旧屋内退避区域等の訴訟物の限定について）（以下「原告ら準備書面（70）」という。）における原告らの主張に対して反論するものである。

なお、被告東京電力提出の答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても、同様の意味を有するものとする。

第2 訴訟物の考え方について

原告らは、本件訴訟の訴訟物について、本件事故により原告らが被った精神的損害及び無形の損害のみに限られ、原告固有の積極損害（家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）、消極損害（就労不能損害など）及び生命身体損害などは含まれない、と主張したうえで、精神的損害のうち、①中間指針において、旧屋内退避区域の対象者に対する精神的損害賠償として認められている金額、及び、②中間指針追補及び同第二次追補において、自主的避難等対象者に対する精神的損害賠償として認められている金額（①及び②の詳細な金額は原告ら準備書面（70）記載のとおり）は、本件訴訟の訴訟物の対象としていない、などと主張している。

しかしながら、もし仮に、原告らが、本件事故による精神的損害及び無形の損害と、積極損害（家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）、消極損害（就労不能損害など）及び生命身体損害とを別個の訴訟物であると主張しているのだとすれば、それは誤っている。

すなわち、交通事故に関する最高裁判決（昭和48年4月5日民集27巻3号419頁）においては、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益

を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示している。

この判示は、「同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする」精神的損害と財産的損害の訴訟物が1個であるとするものであり、このような判示の趣旨を踏まえれば、同一の本件事故に起因して生じた避難生活ないしいわき市内での滞在によって、原告らにおいて精神的苦痛が生じるとともに、固有の積極損害、消極損害及び生命身体損害等が発生した場合、それぞれの損害を訴訟物としてことさら区別するという発想には至らない。

したがって、本件事故による精神的損害及び無形の損害と、積極損害（家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）、消極損害（就労不能損害など）及び生命身体損害とを別個の訴訟物であるかのように取り扱うことは妥当ではなく、原告らは「訴訟物の限定」という言葉で表現しているが、原告らの上記主張については、本件訴訟の訴訟物は、本件事故を原因とする原子力損害に関する損害賠償請求権であり、精神的損害及び財産的損害を含めて1個であると解されることから、原告らが本件訴訟において精神的損害及び無形の損害のみを請求するのは、訴訟物の区別ではなく、1個の訴訟物のうちの一部請求の問題として整理されるべきである。

かかる理解を前提に、以下、自主的避難等対象者の損害の賠償額の考え方（第3）及び旧屋内退避区域の対象者の損害の賠償額の考え方（第4）について、それぞれ詳述する。

第3 自主的避難等対象者の損害に対する被告東京電力による裁判外での賠償額の考え方について

1 はじめに

被告東京電力は、被告東京電力準備書面（20）の78頁以下において述べたとおり、自主的避難等対象者の方々に対して、中間指針追補等に基づき、自主的避難の有無を問わず、本件事故発生当初の時期の精神的損害等（生活費の増加費用、移動費用を考慮した包括慰謝料額として定められている。乙C3参照）の賠償金をお支払いしている。

この点について、原告らは、本件訴訟の訴訟物について、上記第2のとおり主張したうえで、具体的な金額として、中間指針追補において認められている賠償金額のうち、子供・妊婦を対象とした一人40万円、又は、その他の自主的避難等対象者を対象とした一人8万円の、それぞれ半額にあたる一人20万円又は4万円については、いずれも実費賠償に相当する部分であり、本件訴訟の訴訟物（精神的損害及び無形の損害）とは無関係であるから、当該賠償部分は本件訴訟上、考慮の対象外におくべきである、本件訴訟においては、慰謝料請求（精神的損害と無形の損害を内実とする。）をするにあたり、訴訟物との重なり合いが認められる、原告ら準備書面（70）別表記載の「精神的損害」の欄の額を超える部分のみを請求の対象とすることとして訴訟物を限定した、などと主張している。

他方、原告らは、被告東京電力が、中間指針第二次追補（乙C4・14頁）の記載（下記2（1）において後述する。）を踏まえて、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある方や妊娠していた期間がある方に、精神的損害と生活費の増加費用等に対する賠償として一人8万円の追加賠償を支払ったことについては、8万円全額を精神的損害に対する賠償として認めている（原告ら準備書面（70）別表の記載を参照）。

以下では、これらの原告らの請求内容の整理に対する被告東京電力の考え方について、改めて主張を整理する。

2 被告東京電力が中間指針追補及び同二次追補に基づいて原告らに裁判外で

賠償している賠償額は精神的損害と生活費の増加費用等を合算して定められたいわゆる「包括慰謝料」であること

(1) 中間指針追補及び同二次追補の記載内容

中間指針追補（乙C 3・5頁以下）は、自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合は、①自主的避難によって生じた生活費の増加費用、②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰宅に要した移動費用、また、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合は、①放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、②放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があればその増加費用が賠償すべき損害とされたところ、同追補は、これらに係る損害額についてはこれらを合算した額を同額として算定するのが公平かつ合理的な算定方法であるとしたうえで、具体的な損害額の目安として、子供・妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までを対象期間として一人40万円、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円としており、さらに、中間指針第二次追補（乙C 4・14頁）は、平成24年1月以降について、子供・妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には、賠償を行うことにしており（これを受けて被告東京電力は、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある方や妊娠していた

期間がある方に、精神的損害と生活費の増加費用等に対する賠償として一人8万円の追加賠償を行うとともに、それ以外の自主的避難等対象者を含めて、追加的費用に対する賠償として、一人4万円の追加賠償を行っている。）、自主的避難者と滞在者の別を問わず、精神的損害と生活費の増加費用等を合算して適切な賠償額を定めるいわゆる「包括慰謝料」方式を採用している。

そして、ここでの精神的損害と生活費増加費用等の財産的損害は、1個の訴訟物を構成するものであることは前述のとおりである。

過去の公害訴訟等の裁判例においても、多数の被害者の精神的損害の賠償額を定めるに当たって相当因果関係の認められる財産的損害も考慮して、賠償額を定めることは一般に行われている取扱いであり、本件のような地域全体の居住者が被害者となるという事案においては、より一層かかる賠償方式の合理性が認められるというべきである。

(2) 8万円及び48万円について、精神的損害の賠償部分とそれ以外の賠償部分を峻別することはできないこと

このような包括慰謝料として定められた8万円および48万円という具体的な賠償額については、中間指針追補においては、精神的損害の賠償部分とそれ以外の損害の賠償部分を峻別する基準やそれぞれの内訳金額については何ら言及されておらず、内訳を明らかにせずに包括慰謝料としての賠償額が示されているものであるため、かかる賠償額の中の精神的損害の賠償部分と財産的損害の賠償部分を峻別・特定することができない。

実際にも、避難をしていない自主的避難等対象者においては、避難費用は生じておらず、また、生活費の増加分についても避難をしていない場合に特に生じていない場合も考えられるから、その場合には賠償額の全額が慰謝料としての意味を有していると解されるのである。

また、各人ごとに精神的損害に対する賠償とその他の支出に係る費用の賠償をそれぞれ行う場合、後者については、自主的避難等対象者から自主的避難による生活費増加部分や避難・帰宅費用の実負担部分に係る損害発生の主張立証がなされる必要が本来あり、その方法として、その内容及び内訳についての説明や領収書等の資料の提出を求める必要が生じるが、自主的避難等対象者の数が膨大であることに鑑みると、これらを多数の対象者に求めて賠償を進めることには相当の困難が伴う。包括慰謝料方式は、こうした点を踏まえて、裁判外において円滑・迅速に賠償を実現するとともに、居住者の立証の負担を軽減するためにも採用されているのである。このため、本件訴訟において、裁判上、原告らが残余の2分の1の相当額が財産的損害に充当されると主張するのであれば、原告らが残余の2分の1部分に相当する財産的損害が実際に生じたことの立証を求めざるを得ないが、かかる審理に労力を費やすことは、本件訴訟の原告らの請求の本旨に沿うものとも考えられない。

- (3) 以上のとおり、被告東京電力としては、自主的避難等対象者に対する包括慰謝料としての8万円（大人の場合）及び48万円（子供・妊婦の場合）の賠償金のうちの精神的損害の賠償部分（内訳）を峻別し、特定することができず、また、原告側においても各人ごとに財産的損害の発生に係る具体的な主張及び立証をしていない。

そうであるにもかかわらず、原告らは、特段の立証をすることもなく、中間指針追補において認められている賠償金額のうち、8万円（大人の場合）及び40万円（子供・妊婦の場合）について、それぞれ、その半額にあたる4万円（大人の場合）及び20万円（子供・妊婦の場合）に限って精神的損害の賠償額に相当し、残余の4万円（大人の場合）及び20万円（子供・妊婦の場合）が実費賠償に相当する部分であると主張したうえで、実費賠償に

相当する4万円（大人の場合）及び20万円（子供・妊婦の場合）については、本件訴訟における原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張し得ないと主張しているものである。

しかしながら、前述のとおり、被告東京電力が中間指針追補及び同二次追補に基づいて原告らに賠償している賠償額は精神的損害と生活費の増加費用等を合算して定められた包括慰謝料であり、その内訳を区別して認識し得ないこと、原告らにおいても、残余の4万円又は20万円が財産的損害の填補に充当されたとの具体的な主張・立証もなされていないことを踏まえると、原告らに対して中間指針追補に基づき支払い済みの賠償額のうち精神的損害に対する賠償額が4万円又は20万円にとどまるとの原告らの主張には何らの根拠がなく、かかる主張については争う。

思うに、被告東京電力による賠償額が、避難費用や生活費増加分という財産的損害も考慮したうえでの包括慰謝料であることを考えると、精神的損害のみを請求対象としている本件訴訟において、ことさら原告ら各人に実際にいかなる財産的損害（支出）が生じており、これに対していくらが填補されたか、についての実質的議論を行うことによって本件訴訟の審理が遅滞することは原告らの本意ではないものと推察されるうえ、このような議論を行うこと自体にも実益はないと思料する。したがって、被告東京電力が裁判外で提示しているかかる賠償額の性格にかんがみ、本件訴訟の請求対象としては、端的に、被告東京電力が公表して賠償している賠償額（避難費用や生活費増加分という財産的損害も考慮したうえでの定められている包括慰謝料）を超える精神的損害の賠償請求の可否、に集中して審理を行うことが有益であると思料する。

この点については、中間指針においても、避難等対象者の精神的損害の賠償額である一人月額10万円についても、避難費用のうち的生活費の増加費

用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定し、かかる賠償額も包括慰謝料としての性質を有しているところ、かかる月額10万円の包括慰謝料についても、その内訳を問題とせず、精神的損害等の請求に対して弁済の抗弁を提出し得るものであり、慰謝料部分と生活費の増加費用部分を峻別していない（峻別することができない。）ことと同じである。自主的避難等対象者に限って、包括慰謝料について異なる取り扱いをすべき理由はない。平成29年10月10日に福島地方裁判所本庁で言い渡された同種集団訴訟（いわゆる生業訴訟）の判決においても、自主的避難等対象者に対する大人1人当たり8万円、子供・妊婦1人当たり48万円の中間指針等に基づく賠償額を超える損害が認められるか否か、という形で争点が整理されており、本件訴訟に限って、その半額である大人について4万円、子供・妊婦について20万円を超える精神的損害が認められるか否か、という形で請求内容を整理すべき必然性も合理性もないというべきである。

したがって、本件訴訟における請求対象の整理については、原告らにおいて再考いただき、既払い金のうちの財産的損害に充当されると原告らが主張する額について、実際に本件事故と相当因果関係のある当該額の財産的損害が発生した事実及びその損害額に関する原告らごとの立証というプロセスを経ることにより審理が遅滞することを避けるためにも、端的に、被告東京電力が実施している自主的避難等対象者に対する大人1人当たり8万円、子供・妊婦1人当たり48万円の中間指針等に基づく賠償額（生活費の増加費用等の評価を含む包括慰謝料である。）を超える精神的損害を本件訴訟で請求するという形での請求内容の整理について検討いただきたいと考えるとともに、裁判所におかれても、実質的な争点に審理を集中して行うとの観点から、この点に関する判断をお示しいただきたいと考えるものである。

なお、仮に、原告らが現在主張しているように、本件訴訟において、大人

について4万円、子供・妊婦について28万円（上記のとおり、原告らは、中間指針第二次追補を踏まえた、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある方や妊娠していた期間がある方に対する8万円の追加賠償は、精神的損害に対する賠償として認めているため、合計28万円は精神的損害に対する賠償として認めている。）を超える精神的損害が認められるか否か、という形で原告らの請求内容が整理される場合には、残額の4万円又は20万円についても、包括慰謝料としての精神的損害の賠償としての性格を有すると考えるから、被告東京電力としては多数の原告らに対して弁済の抗弁を提出することになり、この点についての原告らの側における認否等の作業やこの点の裁判上の審理判断を要することになるが、精神的損害の賠償額が争点である本件訴訟において、かかる作業を行うことに実質的な意義があるものとは考え難く、精神的損害等の包括慰謝料の賠償として、原告らに対して大人8万円、子供・妊婦48万円の賠償が行われていることについては争いがないと考えられることを踏まえても、これを前提として、生業訴訟と同様に、かかる賠償額を超える精神的損害が認められるか否かについての審理を行うことが効率的な審理運営に資すると考えるものである。

3 原子力損害賠償紛争解決センターのADR手続の取扱いについて（原告らの主張に対する反論）

原告らは、原子力損害賠償紛争解決センターのADR手続において、慰謝料額部分を8万円のうちの4万円とする和解、及び、慰謝料額部分を40万円のうちの20万円とする和解が、それぞれ成立している事例等を根拠に（原告ら準備書面（62）和解事例①ないし④）、被告東京電力が自主的避難等対象者に該当する原告らの精神的損害に対する慰謝料として支払った金員は4万円

又は20万円であると主張している。

しかしながら、ADR手続の和解事例は、当該事案における個別具体的な事情に則した解決が図られた結果としてなされた、当事者が個々に合意したことに基づく和解解決の事例であり、同手続における解決内容を訴訟上の判断における規範として一般化できないことはいうまでもない。

また、仮に、原告らのうち一部の原告について、原子力損害賠償紛争解決センターのADR手続を経て、慰謝料額部分を8万円のうちの4万円とする和解あるいは慰謝料額部分を40万円のうちの20万円とする個別的な和解が成立している場合でも、被告東京電力は、直接賠償手続において、中間指針追補に基づき賠償をしているのであり、ADR追加合意を経ている原告らを除く原告らにおいては、この8万円又は40万円の損害額の内訳については中間指針追補においても明示されておらず、慰謝料に相当する部分がいくらであることを画然と認識することができないこと、ADR追加合意を経ている原告らにおいても、8万円のうちの4万円（又は40万円のうちの20万円）を慰謝料に充当するとの和解内容は原子力損害賠償紛争解決センターの方針に基づいていけば便宜的に定められているものと解されること、また、ADR追加合意を経ている原告らとそうでない原告らの間に上記で受領している賠償金の総額やその趣旨には実質的に何らの相違がないこと、などからすれば、慰謝料の認定に当たり、ADR追加合意を経ている原告らとそうでない原告らの間に実質的な相違があるかのように解して、両者を別異に扱うことは明らかに相当ではない。

したがって、ADRに基づく個別的合意を経た原告らがいる場合であっても、本件訴訟において、被告東京電力が包括慰謝料額として賠償した8万円又は48万円全額を超える損害が原告らに認められるか否かを審理の対象とすることの妨げにはならないというべきである。

第4 旧屋内退避避難等対象者の損害に対する被告東京電力による裁判外での賠償額の考え方について

1 はじめに

被告東京電力は、被告東京電力準備書面（19）において述べたとおり、旧屋内退避区域の方々に対して、中間指針の記載を踏まえつつ、その賠償対象期間を拡大して、年齢を問わず、平成23年3月から同年9月までの7か月間について、1人月額10万円（ただし、避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行う旨公表し（乙A148）、それぞれ、お支払いをしている。

この点について、原告らは、本件訴訟の訴訟物について、上記第2のとおり主張したうえで、具体的な金額として、上記合計70万円について、その半分（月額5万円）が精神的損害に対する純粋慰謝料であり、その余の半分（月額5万円）が生活費増加分として支払われたものとして扱うこととするとして、生活費増加分として支払われた月額5万円（合計35万円）については、本件訴訟の訴訟物（精神的損害及び無形の損害）とは無関係であるから、当該賠償部分は本件訴訟上、考慮の対象外におくべきである、本件訴訟においては、慰謝料請求（精神的損害と無形の損害を内実とする。）をするにあたり、中間指針が認めている純粋は精神的損害に対する賠償（月額5万円、合計35万円）を超える部分のみを請求の対象とする、と主張している（原告準備書面（70）2頁～3頁）。

以下では、この原告らの請求内容の整理に対する被告東京電力の考え方について、改めて主張を整理する。

2 被告東京電力が中間指針に基づいて原告らに裁判外で賠償している賠償額

は精神的損害と生活費の増加費用等を合算して定められたいわゆる「包括慰謝料」であること

(1) 中間指針の記載内容

中間指針（乙C2・17頁～19頁）は、「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」について賠償すべき損害としており、「精神的損害」の損害額については、生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法であるとしている。そのうえで、中間指針は、具体的な損害額の目安として、「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする」としており、年齢等にかかわらず、精神的損害と生活費の増加費用を合算して適切な賠償額を定めるいわゆる「包括慰謝料」方式を採用している。

そして、ここでの精神的損害と生活費増加費用等の財産的損害は、1個の訴訟物を構成するものであることは前述のとおりである。

過去の公害訴訟等の裁判例においても、多数の被害者の精神的損害の賠償額を定めるに当たって相当因果関係の認められる財産的損害も考慮して、賠償額を定めることは一般に行われている取扱いであり、本件のような地域全体の極めて多数の居住者が被害者となるという事案においては、被害者の立証負担を一定程度軽減して、迅速な賠償を実現するためにも、かかる賠償方式の合理性はより一層認められるものである。

(2) 精神的損害の賠償額の基本70万円(月額10万円の7か月分。ただし、避難所等での避難がある月については月額12万円)の内訳について、精神的損害の賠償部分とそれ以外の賠償部分を峻別することはできないこと

このような包括慰謝料として定められた基本70万円という具体的な賠償額については、中間指針においては、精神的損害の賠償部分とそれ以外の損害の賠償部分を峻別する基準やそれぞれの内訳金額については何ら言及されておらず、内訳を明らかにせずに包括慰謝料としての賠償額が示されているものであるため、かかる賠償額の中の精神的損害の賠償部分と財産的損害の賠償部分を峻別・特定することができない。

実際にも、避難をしていない旧屋内退避区域の方においては、避難費用は生じておらず、また、生活費の増加分についても避難をしていない場合に、特に生じていない場合も考えられるから、その場合には賠償額の全額が慰謝料としての意味を有していると解されるのである。

また、上記第3においても述べたとおり、各人ごとに精神的損害に対する賠償とその他の支出に係る費用の賠償をそれぞれ行う場合、後者については実負担部分に係る損害発生的主張立証がなされる必要が本来あり、包括慰謝料方式は、こうした点を踏まえて、裁判外において円滑・迅速に賠償を実現するとともに、居住者の立証の負担を軽減するためにも採用されているのである。このため、上記第3と同様、本件訴訟において、裁判上、原告らが残余の2分の1の相当額が財産的損害に充当されると主張するのであれば、原告らが残余の2分の1部分に相当する財産的損害が実際に生じたことの立証を求めざるを得ないが、かかる審理に労力を費やすことは、本件訴訟の原告らの請求の本旨に沿うものとも考えられない。

(3) 以上のとおり、旧屋内退避区域の方に対する包括慰謝料としての基本70万円(月額10万円の7か月分。ただし、避難所等での避難がある月については月額12万円)の賠償金について、その精神的損害の賠償部分(内訳)を峻別し、特定することはできず、また、原告側においても各人ごとに財産的損害の発生に係る具体的な主張及び立証をしていない。

そして、上記第3において詳述した内容と同様の考え方から、精神的損害と生活費の増加費用を合算して定められた包括慰謝料について、その内訳を区別して認識し得ないこと、原告らにおいても、残余の基本35万円の額に相当する財産的損害が現実が発生して、被告東京電力による賠償額のうち35万円が財産的損害の填補に充当されたとの具体的な主張・立証はなされていないこと、精神的損害の賠償を求める本件訴訟において、既払い額の充当に関して、原告ら各人の具体的な財産的損害(支出)を特定するための議論を行うことの実質的な意義は乏しく、実益はないこと、福島地方裁判所本庁で言い渡された同種集団訴訟(いわゆる生業訴訟)の判決の整理と比較し、本件訴訟に限って包括慰謝料の内訳を区別する必然性も合理性もないこと等を踏まえると、原告らの主張には何らの根拠がなく、かかる主張については争う。

したがって、本件訴訟における請求対象の整理については、原告らにおいて再考いただき、既払い金のうちの財産的損害に充当されると原告らが主張する額について、実際に本件事故と相当因果関係のある当該額の財産的損害が発生した事実及びその損害額に関する原告らごとの立証というプロセスを経ることにより審理が遅滞することを避けるためにも、端的に、被告東京電力が実施している基本70万円の賠償額(生活費の増加費用等の評価を含む包括慰謝料である。)を超える精神的損害を本件訴訟で請求するという形で請求内容の整理について検討いただきたいと考えるとともに、裁判所に

おかれても、実質的な争点に審理を集中して行うとの観点から、この点に関する判断をお示しいただきたいと考えるものである。

なお、仮に、本件訴訟において、基本35万円を超える精神的損害が認められるか否か、という形で原告らの請求内容が整理される場合には、残額の基本35万円についても、包括慰謝料としての精神的損害の賠償としての性格を有すると考えるから、被告東京電力としては多数の原告らに対して弁済の抗弁を提出することになり、この点についての原告らの側における認否等の作業やこの点の裁判上の審理判断を要することになる。さらに、旧屋内避難区域の方々については、包括慰謝料として基本70万円が支払われているところ、上記のとおり、実際に避難をされ、避難所等での避難がある方については、当該避難をされた月について月額12万円が支払われており、原告ら個人について具体的な検討が必要となる。

上記第3と同様、精神的損害の賠償額が争点である本件訴訟において、かかる作業を行うことに実質的な意義があるものとは考え難く、生業訴訟と同様に、包括慰謝料の賠償額を超える精神的損害が認められるか否かについての審理を行うことが効率的な審理運営に資すると考えるものである。

第5 結語

以上の事情からすれば、本件訴訟においては、被告東京電力が原告ら各々に対して包括慰謝料額としてお支払いした賠償金の全額について、原告らの慰謝料請求に対応するものと解することが可能であり、本件訴訟においては、当該賠償額を超える精神的損害等の賠償額が認められるべきか否かについて集中して審理・判断されることが相当であり、原告らの本件訴訟の請求内容を踏まえても、包括慰謝料のうちの財産的損害の実発生の有無の確認の議

論を行うことが本意であるとは解されず、かかる個々の実質的な立証を求め
るなどの審理を行う意義は極めて乏しいものとする。したがって、原告ら
においては、本件訴訟の請求対象として、端的に、被告東京電力が実施して
いる、自主的避難等対象者に対する大人1人当たり8万円、子供・妊婦1人
当たり48万円、旧屋内退避区域の方に対する1人当たり基本70万円の中間
指針等に基づく賠償額（いずれも生活費増加部分等も考慮された包括慰謝
料として裁判外で賠償されているものである。）を超える精神的損害を本件
訴訟で請求するという形での請求内容の整理について検討いただきたいと
考えるものである。

仮に、原告らが、被告東京電力による賠償額のうち2分の1相当額に限
って精神的損害の賠償額として認め、これを超える部分について本件訴訟で
の請求をするとの請求の考え方を維持する場合には、被告東京電力は、原告
ら各々に対してお支払いした包括慰謝料額の総額が精神的損害に対する既
弁済額であるとの見地から、原告らが本件訴訟での請求対象から除外した範
囲を超えて弁済がなされている残余の2分の1相当額について、原告ごとに
精査したうえで、今後弁済の抗弁を主張することとなる。

以上